

< 国民年金のお知らせ >

こんな時には、こんな手続きを

< 誕生月がきたとき >

これまで国民年金受給者の皆さまの現況確認については、年1回、現況届（はがき形式）を提出していただいていたのですが、皆さまの手続きの簡素化を図る観点から、現況届の提出が原則不要となります。

ただし、次の場合は、現況届またはその他の届が必要となります。

- ① 社会保険事務所で現況確認が行えない方は「現況届」
- ② 加給年金額を受けられている場合は「生計維持確認届」
- ③ 障害の程度の確認のために「診断書」の提出が必要なとき

※届出に必要な書類は、社会保険業務センターから受給者の方々へ直接送付されますので、提出期限までに返送してください。

< 住所や年金の受け取り先を変えるとき >

年金は、希望した金融機関や郵便局で支払われます。住所や支払いを受ける金融機関、郵便局を変更するときは、年金担当窓口にて備えてある「年金受給権者住所・支払機関変更届」を最寄りの社会保険事務所に提出してください。

「住所・支払機関変更届」が提出されないと、年金の支払額をお知らせする通知書が届かなかったり、希望する銀行や郵便局で年金が受けられないことがあります。

< 年金証書をなくしたときなど >

「年金証書」を紛失したり、汚損したときは、「年金証書再交付申請書」を年金担当窓口にて提出してください。手続き後、後日、社会保険事務所より「年金証書」が送付されます。

「年金証書」は、年金を受ける権利のあることを証明するものです。各種の届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管しておきましょう。

〔問い合わせ先〕 市民環境課戸籍年金係
TEL 22-3135



秋の行政相談週間

10月15日（月）から10月21日（日）までの一週間、「秋の行政相談週間」が全国一斉に展開されます。

国などをはじめとする行政に関する苦情や意見、要望がありましたら、行政評価事務所または下記の行政相談委員にご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

熊本行政評価事務所 TEL 096-324-1662

< 阿蘇市の行政相談委員 >

松本ユリ子（阿蘇地区） TEL 34-1262

佐藤 隆昭（一の宮地区） TEL 22-0111

佐藤 義勝（波野地区） TEL 24-2219

次のような疑問や悩みについて、相談員が相談に応じます。

- 役所の対応に不満がある。
- 遺産を相続したけれども相続税はどうなるか？
- アパートを借りるときの注意点は？
- 不動産の名義を変更したい。
- 隣地との境界を確定したい。
- 配偶者の暴力が怖い！

〔問い合わせ先〕 総務課総務係 TEL 22-3111

ハチの巣駆除のお願い

ご自宅の敷地周辺で、人通りが多い場所にハチの巣ができた場合は危険ですので、早めに駆除されますようお願いいたします。

巣が小さいうちは専用防虫スプレーで駆除できますが、巣が大きい場合は危険ですので、専門業者に依頼してください。

専門業者が分からない場合は、下記までお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕 市民環境課生活環境係
TEL 22-3135

